

堺市獣医師会と連携協力協定を締結しました

堺市教育委員会では、堺市獣医師会と相互に協力し、学校における動物飼育や飼育動物介在教育を支援することを目的として、以下のとおり連携協力協定を締結しました。同協定に基づき、今後も、学校飼育動物に係る研修会等、望ましい動物飼育や飼育動物介在教育を支援する取組を実施します。

- 1 日 時 令和6年3月21日（木）午後2時～午後2時30分
- 2 場 所 堺市役所 高層館20階 第二特別会議室（堺市堺区南瓦町3番1号）
- 3 出席者 堺市獣医師会 会長 大下 勲 様
堺市教育委員会 教育長 栗井 明彦
- 4 協定の主な内容
 - ・堺市獣医師会会員獣医師による学校飼育動物診療に関すること
 - ・学校における動物介在教育に関すること



協定締結式の様子（左から 大下 会長、栗井 教育長）

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課
電 話：072-340-2300
ファックス：072-228-7421

堺市教育委員会と堺市獣医師会の連携協力に関する協定書

堺市教育委員会（以下「甲」という。）と堺市獣医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、学校教育における望ましい飼育動物介在教育及び飼育舎での動物飼育において、相互に協力し、飼育動物介在教育に関する事業を実行し、心の教育の充実等をめざした学校教育の推進と飼育動物介在教育を支援する堺市獣医師会・学校飼育動物支援事業の推進に寄与することを目的とする。

（協力項目）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- （1） 堺市獣医師会会員獣医師による学校飼育動物診療に関する事項
- （2） 学校における動物介在教育に関する事項
- （3） その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも意義の申し入れがないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 協力の形態及びその他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、おのおの一通を保有する。

令和6年3月21日 甲 堺市教育委員会
教育長



乙 堺市獣医師会
会長

